

(第一類 第九號)

衆議院第一回議會第一百二十二號

(一五五)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君
理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君 理事 鰐淵 洋子君

空見陽一五
昭政君

石崎 徹君
岡下 昌平君

國場幸之助君
上　　青人君
出田　　武部
新井　　某四

達人君
博之君
野中
厚君

福田 達夫君
星野 剛士君
細田 穂坂泰吾

三原 朝彦君 山際大志郎君
吉川 越君 和田 義明君

淺野哲君落合貴之尹

桶沢 未途君
宮川 伸君
山崎 齊木
誠君

中野洋昌君
笠井亮吾

怪奇叢書大亞

経済産業大臣
松本 洋平君

經濟產業大臣政務官 中野洋昌君
衆議院議事部長 今岡武史君

政府特別補佐人
（公正取引委員会委員長） 杉本 和行君

政府参考人　内閣官房小型無人機等対　岩崎　俊一君

第推進室審議官
政府参考人
(企划・監督・古事記等審議官)

(總務省大臣官房審議官)

第一類第九号
總務產業委員會認可第五号
今和二年四月一日

今和二年四月廿日

<p>○ 富田委員長 これより会議を開きます。</p> <p>経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。</p>	<p>（資源エネルギー庁省エネ ルギー・新エネエネルギー部 長）</p> <p>政府参考人 （資源エネルギー庁電力・村瀬 ガス事業部長）</p> <p>政府参考人 （中小企 業庁 経営 支援 部長） 渡邊 政嘉君</p> <p>経済産業委員会専門員 佐野圭以子君</p>	<p>松山 泰浩君</p> <p>（資源エネルギー庁電力・村瀬 佳史君）</p> <p>（政 府参考人 （中小企 業庁 経営 支援 部長） 渡邊 政嘉君</p> <p>佐野圭以子君</p>
		委員の異動
	四月十日	
	辞职	
	同日	
<p>本日の会議に付した案件</p> <p>政府参考人出頭要求に関する件</p> <p>参考人出頭要求に関する件</p> <p>特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案内閣提出第一二号)</p> <p>特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出第二三二号)</p> <p>経済産業の基本施策に関する件</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引に関する件</p>	<p>國場幸之助君 足立 康史君</p> <p>串田 誠一君</p> <p>出畑 実君</p> <p>足立 康史君</p> <p>串田 誠一君</p> <p>補欠選任</p> <p>出畑 実君</p> <p>足立 康史君</p> <p>補欠選任</p>	<p>國場幸之助君 足立 康史君</p> <p>串田 誠一君</p>

この際、お詰りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房長繕谷敏秀君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁官高橋泰三君、資源エネルギー庁次長平井裕秀君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君及び中小企業庁経営支援部長渡邉政嘉君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。岡下昌平君。

○岡下委員 おはようございます。自民党的岡下昌平でございます。

きょうは、先週の経済産業委員会で議題となりました、まず関西電力の金品受領問題に関連して質問させていただきたいと存じます。

このマスクは、墨りにくい、地元の堺の手拭いで秘書が手づくりでつくっていただいたマスクを着用させていただきます。済みませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、関西電力の金品受領問題、これは報道されたときに、まず、小判という言葉が出てきて、一体どこのいつの時代のことだろうと、それに憤りを感じた国民は非常に多かったのではないかと思います。

今回の件、非常に残念に思っています。電気料金を支払っていたいている消費者の皆様だけではなくて、やはり現場の一一生懸命働いていらっしゃる社員の皆様方にも非常に残念な思いをさせたのではないかと思います。

八

現地の人が最も思って居るところがナニガナと、そのことを必死に強調している二ユースリーリースが出て、特に、さつきも申し上げましたけれども、一般職の人がいろいろなことを上司に発言する、そのことをもつて処分したんだという説明が、私は、いかに組織にとって今後に禍根を残すか、このことは強く指摘したいと思うんですよ。

方略の新作

大臣に そもそも 御咎手にもあらず したくないわ
ども、二十八日の夕方に知つたというお話をありました。二十六日に情報開示請求があり、先ほど長官は二十七の夜に知つたとありましたけれども、大臣が知つたのは二十八の夕方でありますよ。何でこれほどの重要な案件を大臣に真つすぐ伝えなかつたのか、この点も私は不思議で仕方がありません。大臣、もちろん組織を信用されておられるると思ひますし、大事な部下の皆さんだと思ひますけれども、しかし私は、現場の人が最も責任があるかのように書かれているこのことについて、全く納得ができません。

御見解と、そして、私から、この件について再調査するべきだ、この思いをお伝えさせていただいいて、大臣に御答弁を求めるべきだ、この思いをいたしました。

○梶山国務大臣 私に報告があつたのは二十八日土曜日の夕刻、コロナ関係の会議のある直前ということでありました。このことをもつても、幹部への報告がおくれているということ。そして、事実関係をしつかりと調べた上で、責任はやはりしつかり私も始めとして管理職、そして上に立つ者が持つということでありますけれども、その中身については、しつかりとどういう事実関係があつたかとということを調べよといふ指示を出して、また、その決裁文書の正当性そして有効性というのも確認をするようにということで、後の手続につながつたものと思つております。

決裁手続の事務運用もやはりしつかりと見直さなければならぬと思っておりますし、公文書のガイドラインをつくって、そしてさまざまなるボス

○山岡委員 大臣、もう一度お伺いします。

私は、今後の運用のことについて大臣に問うたのではありません。今この委員会の中でも明らかにさせていただきましたが、ニユースリリースが明らかに現場に過剰に責任があつたかのように書かれているのではないか、そして大臣に話が行く時間の遅さ、このことを含めて、今お話をありますたけれども、そもそもの中身がきちんと適正なものなのかどうか、このことを再調査していただけませんかということをお願いをさせていただきました。

大臣、もう一度御答弁をお願いします。

○梶山国務大臣 事実関係については調査をしたところでありまして、当然、省全体の責任でありますし、今後の再発防止に取り組んでいくということになると思います。

一人のせいにしているわけではありません。組織的に運用がもう甘くなっていたということを私は認識しております。その運用をしっかりとさせるためにどうしたらいいのかということを今後慎重に考えてまいりたいと思っております。

○山岡委員 一番上層部は、言うなれば、監督責任があつたと最初に答弁がありましたけれども、そのことにに対する処分のみなんですよ。監督責任じゃありませんよ、決裁権者がさまざまかわっているんですよ、当事者ですよ。

さらには、このニュースリリース。責任をとるのは大臣御自身だというお話がありましたが、もちろん、発出しているのは大臣名で発出しておりますけれども、今回の専決という、省内が決裁を行って大臣名で発出するという出来事について、極めてこの中身についても大きな不信感があり、

そして、もちろん、これから、コロナウイルスを始め、経済産業省はそうした経済対策の中心になつていかなければいけない。
その中にあって、私は、きちんと正すべきは正す、こうであつてほしいと思いますので、大臣に、これは繰り返しになりますけれども、再調査をしていただきたい、このことを強く要請させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○鷲田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

私も引き続き、関西電力に対する業務改善命令会の一連の事務手続において経済産業省の中では不適切な取扱いがあつたという点について質問をさせさせていただきたいと思います。

山岡委員からは、今、事実確認の質問がございました。私からも、その補足の確認と、あとは、これまでの経産省内における文書管理制度、そして研修体制について質問をさせていただきたいと

正直にとて、おまかせしておいた。」

○平井政府参考人　お答え申し上げます。
まず、御指摘の、三月十六日に業務改善命令の再決裁を行つた後、三月二十六日までの間に業務改善命令の再発出を行つたかといふところにつきましては、再発出は行っていません。その点につきましては御指摘のとおりでございまして、今回の事案に関しましては、廃案及び再決裁に係る起案の決裁を終えた後に、既に関西電力に手交している業務改善命令文を回収し、改めて再決裁の起案に基づく業務改善命令文を手交することが適切な行政手続であつたと考えるわけでございます。
経済産業省といたしましては、今回の一連の不適切な行政手続を真摯に反省した上で、今後、適切な行政手続を進めてまいりたいというふうに考えていいるところでございます。

○浅野委員　今御答弁にもありましたけれども、今回、まず日付、事実とは異なる日付で決裁が行われたということ、それに加えて、決裁した文書、再決裁された文書に書かれている事務手続すら行われていなかつたこと、やはりこういった一連の事実を見ますと、現在の経産省内の文書管理体制、事務手続、事務のプロセスを正當に行うこの管理体制というのが、かなり現状、問題がある状態ではないかというふうに我々は危惧しております。

統いて、もう二、三点伺いますが、質問の順番をちょっと変更させていただきまして、本日の配付資料にござります二ページ目、資料の二といふところをごらんいただきたいんですが、そこの⑥と書かれているところ、今回の再決裁を考案した担当者の上司に当たる管理職級職員として指定職級職員という二名の職員が掲載されているわけでそれけれども、この職員の中に文書管理あるいは文書管理担当者というものは含まれてはいません。
○平井政府参考人　御指摘のプレスリリースの六にあります管理職級職員は、文書管理者でござ

九三

○浅野委員 文書管理者だということですけれども、では、この同じブレスリースの一の④に書かれている部分について、電取の事務局と資源エネルギー庁の間で確認を行った際、業務改善命令を再発出することというのはこのとき議論されたのでしょうか。されたかされないかにかかるわら

その文書が残っているのは我々も目にしていますからわかりますけれども、この決裁文書をつくるに当たって、その事前作業として、電取事務局と工メ序の職員の方が確認作業をしたときの記録が残っているかどうかを聞いています。

○平井政府参考人 済みません。再三にわたる答弁になりましたして、失礼いたしました。

この電取委事務局と資源工メルギー序の間の確認作業についての文書はどうのは残つております。この口頭の確認作業についての文書は残つております。

これが、その第十二条の二に当たるかどうかで、どうかで全部決裁していいのかどうかというところの疑念の余地が残るのかもしれませんけれども、全ての会話を記録できるわけではない、物理的にはできない以上は、その重要性を一つ一つの現場のところで判断するよりほかないというのが現状でございます。

○浅野委員 見解は伺いましたけれども、やはり、今回は、まず初めに、本来あるべき事務プロセス

○糟谷政府参考人 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書の作成とは、刑法百五十六条に規定をする虚偽の文書の作成をいうと、いうふうにされております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと取り繕つた手続面に問題があるわけでござりますが、意見聴取を全く行わずて文書上ででつち上げます。戒告ということで、どう整合性をとつていらっしゃるのか、その部分について見解を伺います。

電取委事務局と資源エネルギー庁の間では、電取委に意見聴取することを確認したところでございまして、業務改善命令の再発出については議論をしておりません。このため、これを記録した文書も存在しないという状況でござります。

○浅野委員 今の答弁は少し不十分だと思います。

○浅野委員 本日の配付資料の七をごらんいたな
きたいんですけども、真ん中あたりに赤線が引
いてございますが、文書作成に係る記述になりま
す。

これは、「経済産業省内部の打合せや経済産業
省外部の者との折衝等を含め」、略しますが、
「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打
合せ等の記録については、文書を作成するものと
しては、」とあります。

を行つては、意見聽取の内容を書きかえたり不適切にゆがめる行為、こうした行為は行われてはならないわけござります。こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行つてはならないところでござります。

人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものでありまして、具体的な処分、量定の決定に当たっては、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの労務態度、行為後に対する心構え等によ

私が伺ったのは、議論したかどうかにかかわらず、この確認作業を記録してある文書が存在するのかということです。議論していないのであれば、そのテーマについての文書が残っていないのは当然なんですが、それでも、議論していないくとも、確認作業 자체を記録した文書というのは残っていますでしょうか。

○浅野委員 本日の配付資料の七をごらんいただきたいたいんですけども、真ん中あたりに赤線が引いてございますが、文書作成に係る記述になります。これは、「経済産業省内部の打合せや経済産業省外部の者との折衝等を含め」、略しますが、「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする」と記載がございます。そして、その下の部分、第十三条のところになりますが、この文書と、いうのは「文書管理者が確認するものとする」とはつきりと明記がされております。

今、いわゆるこの決裁文書を作成するに当たつて電取委事務局とエネ府の職員の方が打合せをしたことというのは、これは要するに事務作業の方に向性に影響を及ぼす行為だと思いますけれども、

セスの一部が欠損した状態であるということに気づいて、それをどう対処するかというための打合せがだつたはずです。その結果として今回のような解決裁文書上での不適切な処理になつてしまつたわけですけれども、やはり、こういつたことを防ぐために文書を作成するという規則が定められていましたから、現場の判断というのは必ずしも否定しませんけれども、少なくとも、今回のような、非定常な、日常ではない、本来あるべきでないプロセスによってスタートした手続についての、文書を作成すべきだと私は思います。

続いての質問に移りますけれども、今回の不適切な手続によって、数名の職員の方が処分をされました。ただ、この処分内容というのが軽過ぎます。本日の配付資料の、資料の四をごらんください。こちらには、平成三十年に改正された人事監査

きかえたり不適切にゆがめる行為、こうした行為は行われてないわけございます。こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行っていないところでございます。

人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものでありまして、具体的な処分、量定の決定に当たっては、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応などを総合的に勘案することとされています。

今回の事案も、ほかの同様の事例と比較をした上で処分を決定しておりますが、軽い処分とは考えていいところでございます。

○浅野委員 今官房長が御答弁いただいた内容の上は存在しますでしょうか。

書が残っているところはないわけですが、それで、逆に、確認したところを踏まえたものは決裁文書としてそここの記述がされているわけですけれども、ただ、その文書の決裁の日付については、誤った日付が記載されているという事実でございます。

○浅野委員 ちょっと質問と回答がかみ合つてしまふが、もう一度だけ伺います。

私が伺いたいのは、電取委事務局と工庁の職員がやりとりをされた際の記録が残っているか。そのやりとりを踏まえて決裁文書が作成されて、

○浅野委員 本日の配付資料の七をごらんいただきたいんですけども、真ん中あたりに赤線が引いてございますが、文書作成に係る記述になります。

これは、「経済産業省内部の打合せや経済産業省外部の者との折衝等を含め」、略しますが、「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」と記載がございます。そして、その下の部分、第十三条のことになりますが、この文書といふのは「文書管理者が確認するものとする。」とつづりと明記がされております。

今、いわゆるこの決裁文書を作成するに当たって電取委事務局と工務庁の職員の方が打合せをしてことというのは、これは要するに事務作業の方向性に影響を及ぼす行為だと思ひますけれども、いかがでしようか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

今の口頭の会話につきまして、要すれば、役所の中では会話されている全ての手続というか会話は、こうした打合せ等の今後の行政の方針にかかるものということになるわけでござりますけれども、なかんずく、本件に関しましては、そうちのものを最終的にどういうふうに処理するのかといたいうところを決裁文書の中で表現しているわけですがございまして、その事前にわたるところの手續を全て記録しているわけではないというのが現状でございます。

を行なうといった行為、また、意見聽取の内容を書きかえたり不適切にゆがめる行為、こうした行為は行われていいわけございません。こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行つていいところでございます。

人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものであります、具体的な処分、量定の決定をした当たっては、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応などを総合的に勘案することとされております。

今回の事案も、ほかの同様の事例と比較をして上級処分を決定しております、軽い処分とは考えていらないところでございます。

○浅野委員 今官房長が御答弁いたいた内容の考え方方が整理された省の内規あるいは文書というのは存在しますでしょうか。

○糟谷政府参考人 人事院の指針に従つて、先ほど申し上げたような考え方方に従つて処分を行つておるところでございます。

○浅野委員 であるならば、人事院の指針に従つてはいりますけれども、余りにもここに書かれていることと実際の処分内容とがかけ離れている。しかも、今の説明を聞けばもつともらしく聞こえますけれども、それを担保する基準というのがないわけですね。あくまでも総合的判断、あくまでも現場の、定量的ではなく定性的、感覚的判断に基づいて行われているというふうに思われます。したがつて、そこは明確にしていくべきだと思います。

思います。

平成三十年の七月二十日に行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定というのがございました。この中で、「公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進」という項目がございましたして、内閣官房が主導して、各府省が人事評価実施規程等を改正、文書管理の状況を人事評価に反映させるという項目がございます。

私が事前に事務方に聞いたところ、経済産業省の内規としては、一般職の職員の非適行為に対する規定というのはあるようなんですね。しかしながら、管理職に対する規定というのは存在しないという回答を、けさ大臣官房から回答をもらいました。ただ、それでも、やはりこの閣僚会議決定の内容に照らすと、本来は管理職に対する処分規定も設けるべきだというふうに思っていますので、ここについては、ちょっと通告できておりません。

○梶山国務大臣 今回の不祥事を受けまして、いろいろなことをまた検討していくかなければならぬと思っております。

今委員からお話をありましたように、公文書に関しては、そのコンプライアンス意識改革を促す取組の推進ということで、研修の充実であるとか人制度面の取組、これは人事評価の部分ですね、あとは体制面ということで、ポストをつくつたり組織をつくつたりということありますけれども、なかなか現状、経産省においてはそれが機能していないというものが現実だと私も感じております。

しっかりとこれを補完する何かしら制度をつくらなければならぬ、また、対応を行つていかなければならぬ、という思いを現在持つております。

○浅野委員 時間も残り少なくなつてしましましたので、ここからは文書管理体制について質問をさせていただきたいと思います。

当初通告していた質問をちょっとと何点か飛ばさ

せていただきまして、質問通告書の一の③の部分

について質問をしますが、先ほど少し質問にも含めましたが、文書管理者と文書管理担当者というものが省の中にはおります。文書管理者は課長、室長クラスが充てられて、現在工不庁の中には二十

二名います。そして、この文書管理者の事務を補佐する目的で文書管理担当者というのを置くことになつてゐるんですが、総括補佐クラスの職員を長クラスが充てられて、現在工不庁の中には二十

二名います。そして、この文書管理者の事務を補佐する目的で文書管理担当者というのを置くことになつてゐるんですが、総括補佐クラスの職員を長クラスが充てられて、現在工不庁の中には二十

二名います。

せひよろしくお願いいたします。

○梶山国務大臣 現状の体制でしつかりできていないというのは現実でありますから、委員のおつ

しゃつたことも含めて、どういう対応をするかと

いうことを検討してまいりたいと思つております。

○浅野委員 ゼビヨロシクお願いいたします。

では、続いて、今回のプレスリリースにも掲載

されておりますが、今回のような事案を再発させ

ないための今後の対策についての質問をさせてい

ます。

○梶山国務大臣 せひよろしくお願いいたします。

これも時間の関係で質問を省略させていただき

ますけれども、現状、行政文書の適正管理のため

に必要な研修、どのような規模、どのような時

期に、そしてどのくらいの職員が受講されている

のか、まず事実関係を確認させてください。

○糟谷政府参考人 新規採用職員向けですか新

任管理職向けといったさまざまな階層に応じた研

修、また文書管理を行う担当者向けの研修など、

さまざまに行つておりますが、特に平成三十年度

以降におきましては、毎年、非常勤職員を含む全

職員を対象に、公文書管理に関するEラーニング

研修を実施をしております。

○梶山国務大臣 平成二十年度は九千八百九名、令和元年度は一

万百八十四名が受講しております。受講率はそ

れぞれ九十九・八%、九九・五%となつております。

○浅野委員 Eラーニングについてはほぼ全職員

が毎年受講しているということですけれども、そ

ういった中で今回のようないケースが起こった。や

はり、これをそのまま、このとおり続けていけば

いいかといつたら、そこはやはり再検討をしてい

く必要性があるんじやないかと思います。

私もいろいろ調べさせていただきまして、先ほ

ど触れた平成三十年の閣僚会議決定の内容では、

文書管理者や幹部職員を対象とする対面研修を行

うということと、あとは新規採用時の研修、そし

て全職員を対象としたEラーニング研修、こう

いったことが今行われているわけですが、やは

り、人数を考えれば難しいというのはわかるんで

すけれども、こういう状況が起つた以上は、一

度、全職員に対しても、対面研修なり、Eラーニ

ング研修ではない、直接当事者意識を生むよう

な研修を行つた方がよいのではないかと思いま

す。例えば、私が以前働いていた企業などでは、こ

ういうコンプライアンス問題や何らかの業務上の

不適切な事象が起つた場合には、Eラーニング

ももちろんやりますけれども、必ず各職場で、例

えば上司によつて訓示があつたり、あるいは何ら

かの対面研修があつたり、こういうことを徹底し

ています。

ですから、省庁においても同様の、今回の事例

を踏まえた、より一步踏み込んだ周知徹底の取組

というのをやるべきだと思いますけれども、大臣

の方々や管理職ではない方々に対するコンプライ

アンス意識の徹底といふものの必要性があるよう

に感じます。

○梶山国務大臣 私からの提案なんですが、この文書管理担当

者、今は総括補佐クラスの方だけがなつていて

けれども、これは人数が一名でなければいけない

理由はありませんので、文書管理者に対する複数

名の文書管理担当者を指名して、現場の文書管

理能力、文書管理体制を強化すべきと考えますけれ

ども、御見解をお伺いしたいと思います。

○糟谷政府参考人 今御質問いたしましたよう

に、文書管理の実施責任者、これは課長とか室長

という文書管理者でございますが、その文書管

理者ですが、その担当者は

大変お忙しいと思います。

○浅野委員 今答弁ですと、ほかの方も指名し

ておられるということなんですが、要は、今の担当者

が文書管理担当者を指名をしております。大

きな文書管理の実施責任者、これは総括補佐一

名を充てておるわけでござります。

○梶山国務大臣 事前にいろいろな兆候があると

いうのは、やはり現場において、ヒヤリ・ハット連動とか、そういうことも含めて、必ずあるとは思っております。

そして、今回も、結果としては不適切な事務手続ということになりましたけれども、そのほかに運動とか、決裁の過程での運用が非常に曖昧であったといふことも含めて、途中で気づくことができなかつたということもありますので、しっかりとこの辺を、運用も含めて、管理職も含めて、上に立つ者も含めて、しっかりと決裁の手続での運用というのも図つてしまいいたいと思っております。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。私も、引き続き、集中審議ということで、今回ミス隠しの事案について、また電取のあるべき姿について御議論をさせていただければといふうに思つております。

○富田委員長 次に、齊木武志君。

○齊木委員 立国社の齊木武志でございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

○齊木委員 終わります。ありがとうございます。

しょうか。

○梶山国務大臣 当時、公文書のあり方というものが議論をされておりまして、計十二回にわたりました。

外部の有識者を中心とする公文書管理委員会と

がガイドラインの作成ということです。各省庁のガイドラインも全て、一枚一枚見上げて対応していったということでありまして、その中で、多くの方がやはり罰則も必要だということでこういう形になつたと記憶しております。

○齊木委員 当時は、森友問題、そして防衛省の日報隠し問題が国会でも大変議論になつております。そういう意味で、公務員が後から文書を書きかえたり隠したり、こういうことをしないようになります。

○齊木委員 そういう戦略化されたと主導しておりますが、そのような目的があつたんでしょうか。

○梶山国務大臣 やはり罰則が必要だということでは、なつたと思っております。

○齊木委員 そのように、国民に向けて、これはいわゆる看板です、公務員には今後二度と改ざんはさせませんよ、したら厳罰に処しますよと言つた大臣、主導された大臣が、私は、今回の戒告

ですか、一番軽い国家公務員の法律にのつった処分、四段階のうちで一番軽いと思つておりますけれども、これ、なぜ免職又は停職ではないんです

しょうか。

○梶山国務大臣 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書を作成とは刑法第百五十六条に規定する

虚偽の文書の作成をいとされております。このため、刑法犯が成立する蓋然性が高いと判断されれるケースでは、指針の標準量刑に従つて、免職又は停職を軸に検討すべきものと理解をしております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと

虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀損した職員は、免職又は停職とする、イ、決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする、大変厳しい、厳格化というのを出した、霞が関としてのまさに規律といいますか指針だと思ひますけれども、この人事院事務総長名の厳格化、公文書改ざんに関しては厳罰をもつて臨みますという指針を出したときの内閣府特命担当大臣、公文書管理担当大臣はどうなたでしょうか。

○梶山国務大臣 私が公文書管理の特命担当大臣でございました。

○齊木委員 大変厳しい改正だと私は受けとめましたが、なぜこのような厳格化を主導されたんだ

犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行つていらないということであります。

また、人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものであります。非進行行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応など、総合的に勘案することとされています。

今回の事案も他の同様の事例と比較した上で处分を決定しており、懲戒という中での戒告は一つの種類でありますけれども、軽い処分とは考えておりません。

○齊木委員 看板と事実が違うなどいうのが国民の率直な感想だと思います。

森友問題、そして防衛省の日報隠し問題、大変、どうとでも霞が関の役人さんは事実をねじ曲げられるんじゃないのか、隠せるんじゃないのか、そういうことをやめましょうということを、公開

されよ。なぜ、経産省の大臣になつたら総合的勘案を乱発されるんでしょうか。

○梶山国務大臣 この事案が発覚したときに、私は、全休像をしっかりと調査をするようにといふことを申しました。そして、手続に瑕疵がないかどうか、もし瑕疵があるのであれば修正も含めて

どうするのかも対応しろということも申しました。

隠せるものでもありませんし、正直に申し述べた上で、どういう対応をするかということでありま

すし、この懲戒につきましても、先ほど申しましたように、刑法犯が適用されるかどうかといふ蓋然性をもつて判断をしたということになります。

○齊木委員 刑法第五十六条规定されましたが、百五十六条に二度言及されましたので、そのところ、ちょっと条文をひもといつてみたいなと思います。

虚偽公文書作成等は刑法でどう規定されているか。百五十六条、読み上げます。「公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別し

て、前二条の例による。」というのが、百五十六

条、虚偽公文書作成罪の規定ですね。ここで言う文書の虚偽作成とはどういうものか。これは、この文書の作成権限を有する者が、虚偽作成というと。これは、日付を十六日とすべきところを十五日として意見聴取を発出しましたという、まさに虚偽ですね。これは虚偽ではなくて、公務員、まさに経産省の職員で、作成権限を有しておるし、印章も有しております。作成権限を有する者が内容虚偽の文書を作成することを示すものでありますけれども、軽い処分とは考えておりません。

今回も公務員、まさに経産省の職員で、作成権限を有する者と見ておるが、内容虚偽の文書を作成することを示すものでありますけれども、軽い処分とは考えておりません。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なっていることは認識をしておりました。

○齊木委員 答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょ。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なっていることは認識をしておりました。

○齊木委員 まだ、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょ。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なることは認識をしておりました。

○齊木委員 まだ、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょ。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なることは認識をしておりました。

○齊木委員 まだ、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょ。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なることは認識をしておりました。

○齊木委員 まだ、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょ。